

PATENT Attorney®

パテント・アトニー
日本弁理士会広報誌
2010
冬
VOL. 60



◎ヒット商品はこうして生まれた
ヒット商品を支えた知的財産権
100年を超す世界的ロングセラー
うまい味調味料「味の素」[®]
●ヒット商品はこうして生まれた
●特許調査よもやま話
●知っておきたい!この技術トレンドでつぐ(LEED)
●知的財産権なんでもQ&A ●漫画「なすびくんのお仕事」
●シリーズ特産品(奄美黒糖焼酎)
●ジャーナリスト「ぼれ話」
特許庁からのお知らせ ●JPAA Information

日本弁理士会広報誌

2010

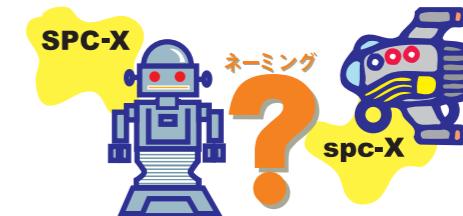
●「PATENT ATTORNEY」は
「弁理士」のことです。

知的財産権なんでもQ&A

Q 来年の春に売り出す予定の新製品の玩具のネーミングについて商標権を取得したいと考えています。ネーミングは現在検討中ですが、留意すべき点を教えて下さい。

A まず、例えば、商品「玩具」に対して「おもちゃ」など、他社製品と区別できない普通名称で商標権を取得することは基本的にできません。また、考案したネーミングと同一又は類似のネーミングについて、すでに他社が商品「玩具」等に対して商標権を取得していないかを調査する必要があります。もし、他社がすでに商標権を取

得していた場合、出願しても商標権を取得することができないだけでなく、勝手にそのネーミングを玩具に使用すれば、他社の商標権を侵害する可能性もあります。他にも細かい留意点がありますので、より安全かつ確実なネーミングの検討のために、専門家である弁理士にご相談下さい。



◎このコーナーでは知的財産権に関する皆さまの質問にお答えします。質問事項を記載して、下記の住所にハガキ又はFAX:03-3519-2706で日本弁理士会 広報・支援・評価室「Q&A係」までお送りください。

特許庁からのお知らせ

地域団体商標制度の紹介

地域団体商標制度とは、「地域名+商品名」からなる地域ブランドが商標権を得るために基準を緩和し、事業協同組合や農業協同組合等の団体が商標を使用することにより、一定範囲の周知度を得た段階で地域団体商標として早期に権利取得することを可能とした制度です。

特許庁では、特許庁ホームページ「地域団体商標制度の部屋」にて、以下の事項を紹介しています。

- ① 地域団体商標登録を紹介
- ② 地域団体商標権利者の活用事例を紹介
- ③ 地域団体商標の出願・登録状況を紹介

●詳しい内容については、特許庁ホームページ
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syouhyou.htm
をご覧下さい。

JAPAN PATENT ATTORNEYS ASSOCIATION
日本弁理士会
<http://www.jpaa.or.jp>

PATENT ATTORNEY[パテント・アトニー]

●平成22年12月16日発行 第60号 ●無断転載禁止 ●編集／日本弁理士会広報センター ●発行／日本弁理士会
●〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2 ●電話 03-3581-1211(代) ●FAX 03-3581-9188

なすびくんのお仕事

阪間和之(作) 飯岡菜子(画)



「地方自治体における中小企業への補助・助成金制度」の調査及び調査結果のご案内

本調査の目的

世界的な経済不況の中、日本経済を活性化するためには、中小企業、ベンチャー企業の発展と新技術・新商品の開発を促進することが重要な課題といえます。省庁レベルでは、中小企業技術革新制度に基づき、新技術の研究開発及びその技術を活用した事業活動について、連携して支援を行っています。

一方、地方に目を向けると、各地域の特性を活かし、その地域の経済的な活性化を図るため、産業財産権の取得・利用等に対して独自の補助・助成制度を制定している地方自治体があるものの、補助・助成制度についての情報が中小企業、ベンチャー企業まで行きわたらず、有効に活用されていない場合があります。

地方においても知的財産の専門家たる弁理士が知的創造サイクルに積極的に関与することが強く求められる中、その地域で活動する弁理士自身が補助・助成制度についての情報を持つことの意義も少なくありません。

そこで、日本弁理士会では、市区町レベルの自治体の補助・助成制度に対象を絞って情報を収集し、これを発信することにより、中小企業、ベンチャー企業と弁理士がともに情報を共有し、活動に役立てることができるよう、昨年度本調査を実施いたしました。なお、本年度は上記市区町の再調査に加え、都道府県・政令指定都市を対象とした調査を実施する予定です。

助成制度調査結果

60市区町の73制度の調査結果一覧を下記のホームページアドレスに掲載しております。地域エリアごとの一覧表や、地図から選んで制度を調べることができます。

インターネット http://www.jpaa.or.jp/about_us/organization/affiliation/center/center3.html



ヒット商品を支えた知的財産権

VOL. 60

100年を超す世界的ロングセラー
うま味調味料
「味の素」

商標登録 第39051号



日本のみならず、世界中でロングセラーとなっている「味の素[®]」は、1908年に遡る。昆布のうま味成分がグルタミン酸ソーダであることを、東京帝国大学（現・東京大学）の池田菊苗教授が突き止め、グルタミン酸を主成分とした調味料（グルタミン酸ナトリウム）の製法特許を取得した。その工業化に応じたのが味の素株式会社の創始者、二代鈴木三郎助氏であり、08年に池田教授の特許権を共有し、09年に商標「味の素」を登録した。当時の登録証を見ると、指定商品が「味の素」となっている。調味料といえば伝統的な味噌、醤油などだった当時、うま味を加える調味料がいかに画期的なものだったかがわかる。

味の素等、ブランドイメージに便乗した商品も現われ、同社は訴訟などで排除を行った。製品が広く普及するに従い、登録商標が誤って普通名称のように扱われる問題も生じた。33年に新たに出願した図形商標が「味の素」は普通名称であるとの理由で一旦拒絶され、抗告審判で争つてあらためて識別力を認める審決を得ている。戦後、売上が飛躍的に伸びたことから、商標権侵害事例が多発した。これらに法的に対処するとともに、商標の保全と管理、普通名称化防止のため、同社は55年に商標使用に関する最初の原則を設け、更に商標表記確な区別も社内で徹底してきた。

「味の素」は戦前から海外でも販売、35カ国で商標登録していたが、大戦中に商標権を一旦は失った。戦争により更新手続不能で失効したもののが現れた。関東大震災によって生産が一時的に困難になった23年には京阪神地方で多くの類似品が出ていたという。また味の素キャラメル、煙草

多かつたが、米国などの戦勝国では敵国財産として商標は政府管理下に置かれた。戦後、50年代に入ると漢字および英字表記で各国に商標を再出願し、現在は約170カ国で登録しているほか、販売国の言語で表記した商標も登録している。東南アジア、南米では偽物の問題はあると絶たないが、それもヒット商品であることの証左と言えよう。需要の大きい国には偽物対策チームを置いて行政当局の協力を得ながら偽物排除活動を行っているという。知的財産権を重視する環した取り組みによって、基本調味料の1つ、うま味調味料として世界各国に浸透した「味の素」ブランドは、発売から100年以上に渡って守られてきた。グルタミン酸ソーダに端を発してアミノ酸の可能性を切り拓いてきた同社は、そのブランド力を基盤として世界企業への成長を図り、その地位を獲得したのである。

今年のノーベル化学賞はクロスカップリング（有機化合物の合成に関係するもの）に授与されたもので、日本人受賞者が話題になりました。クロスカップリングに関する特許出願を探すことを考えます。これと同じ技術について、この言葉を使わないで明細書を記載してあるものが考えられますが、ここでは、この言葉だけを検索してみます。特許電子図書館の特許・実用新案検索の「公報テキスト検索」を用いて、公報種別を公開特許公報にして、検索項目選択を公報全文にして検索します。「クロスカップリング」で検索すると2255件がヒットします（平成22年10月19日現在）。しかし、次のような表現もあります。「クロスーカップリング」（ハイフンを入れるもの。93件）、「クロス・カップリング」（中点を入れるもの。47件）、「クロスカプリング」（カプリングと表記するもの。18件）。このように、クロスカップリングだけでは検索漏れになります。さらには、「クロスカップリング」（ブをブと誤記するもの。1件）のような誤記もあります。同じ言葉で検索することだけを考えても、いろいろな落とし穴があります。（弁理士 鈴木利之）

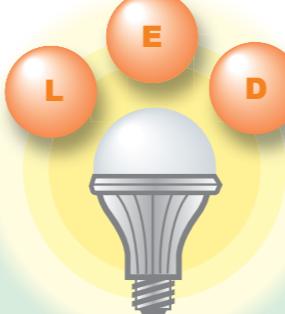
知っておきたい!この技術

トレンドマコ

シリーズ 3 LED(発光ダイオード)

LED(発光ダイオード)はp型半導体とn型半導体を接合したもので、順方向に電圧をかけると接合部で電気エネルギーが光エネルギーに変換される。従来の光源に比べて省エネ、長寿命、小形・軽量などの特徴がある。1960年代から生産が始まり、家電製品や携帯電話、さまざまな表示装置、信号機などから導入が進んだ。1993年に青色LEDが開発され、光の3原色が揃ったことで白色光が得られるようになり、一般の照明器具としても普及段階に入った。さらに青色LEDと黄色蛍光体、近紫外線あるいは紫色LEDと赤・緑・青の蛍光体による、白色LEDが開発された。

住宅用照明では常夜灯などから利用が始まり、現在は電球型、蛍光灯型など多様な製品が市場に投入されている。またトンネル灯、投光器など、さまざまな事業分野でLED光源への転換がみられる。太陽光や風力発電と組み合わせた街路灯は、災害時の照明器具として評価されている。さらに大幅な省エネができるLED集魚灯として実用化され、農業分野ではハウス栽培でLEDを利用すると光の色によって成長促進などの効果を得られることが注目されている。



シリーズ JAPAN 特産品「奄美黒糖焼酎」

商標登録 第5202680号
第5342795号

奄美黒糖焼酎は、奄美群島（喜界島・奄美大島・徳之島・沖永良部島・与論島）だけで製造される、黒糖と米麹を原料とするお酒です。



黒糖などの糖類を原料とする酒類は酒税法上スピリットに分類されますが、昭和28年の奄美群島の日本復帰時における日本の酒税法では、スピリットと焼酎との間で税率に相当の差がありました。このため、当時の政府は振興策の一環として、米麹を併用することを条件に熊本国税局大島税務署の管轄区域（奄美群島）のみに限って税率の低い焼酎として取り扱うことを認めました。こうして黒糖焼酎は奄美群島だけで製造されるようになりました。現在では当地的特産品となっています。

黒糖焼酎は、黒糖を原料とすることから甘いお酒と思われるがちですが、糖分ゼロの低カロリーなお酒です。また、血栓溶解酵素を活性化させ、血液をサラサラにする効果も高いことから、ヘルシーなお酒として人気_ADDRESS



このコーナーに掲載御希望の方は、「特産品」のプロフィール・連絡先をFAX:03-3519-2706までお送りください。

都心で雪が積もる事はなかなか無いけれど、街の冬の風景は昔と比べてずいぶん変わった。発光ダイオード(LED)が実用化され、イルミネーションが電球からこれに替わり、以前とは異なる光が街を包んでいる。日本初の電気街灯は、1882年に東京・銀座に設置されたアーチ灯だと聞く。この変化は、その時ほどのインパクトは無くとも驚くべき速さで浸透した。いつも小さな出来事が世界を変えていく。

（鈴木）

